

栗東市の指名競争入札等参加資格審査に申請（登録）された内容に変更がある場合は、次により指名競争入札等参加資格審査申請内容変更申請書[様式1号]及び各必要（添付）書類を栗東市市民財政部契約・管財課に提出（郵送・持参）してください。

【変更申請書が必要な場合】

◇申請者の商号または氏名を変更する場合

〈添付書類〉①現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し

◇申請者（委任者及び受任者も含む）所在地、電話番号、郵便番号、代表者名（役職名を含む）を変更する場合

〈添付書類〉①変更申請日より遡って3ヶ月以内に発行された現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）[写しも可]

②委任状[様式3号]

③受任先の所在地がわかる書類

※変更内容によって必要な書類を添付してください。

◇実印及び使用印鑑、申請印（委任者及び受任者も含む）を変更する場合

〈添付書類〉①使用印鑑届（実印及び使用印鑑を変更する場合）[様式2号]

②委任状（委任状に押印された印を変更する場合）[様式3号]

③変更申請日より遡って3ヶ月以内に発行された印鑑証明書[写しも可]

※変更内容によって必要な書類を添付してください。

◇委任先を変更する場合

〈添付書類〉①委任状[様式3号]

◇登録を解除する場合

◇登録業種を取り下げられる場合

◇建設工事等に登録されている場合

・建設業許可書の内容や番号が変更及び更新された場合

〈添付書類〉①最新の建設業許可書の写し

・経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書が更新された場合

〈添付書類〉①最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

◇測量及び建設コンサルタント等に登録されている場合

・各登録証明書の内容が変更及び更新された場合

〈添付書類〉①最新の登録証明書の写し

◇物品・役務、建築物管理業務に登録されている場合

・各許可書、証明書（資格者も含む）の内容が変更及び更新された場合

〈添付書類〉①最新の許可書、証明書（資格者も含む）の写し

【変更できない場合】

次の内容については、途中での変更はできませんので、年1回の定期申請時（その年の12月中旬過ぎに市のホームページに掲載）に新たに申請（中間年は再提出）してください。

◇一度登録した業種内容を変更（取り下げは除く）及び追加登録することはできません。

◇受任先の所在地の変更、代表者の変更及び商号または名称変更（合併・統合などを含む）による受任先の変更以外は、一切、受任先の変更（新たに設けた支店・営業所などへの委任を含む）はできません。なお、合併、もしくは統合された場合は、変更申請書にあわせて「競争入札等参加資格継承申請書」も提出してください。

※年度途中で栗東市内に所在地を変更されても、その年度においては、栗東市内業者としての取り扱いは行いませんので、翌年度分の定期申請時に市内業者として申請してください。

※受任先を廃止等された場合は、本社・本店（委任者）での登録に変更してください。

上記の内容及びそれ以外の変更に関することにつきましては、栗東市市民財政部契約・管財課（電話：077-551-0308）までご連絡ください。